



11月22・23日
農林畜產物品評會
於勝山中學校

勝山市の人口は

本年十月一日を期して全国一せいに行われました國勢調査は皆様の御理解と御協力とによりまして無事終了致しました。

今國の調査によりますと総人口は三七、五四五人で昭和二十一年調勢調査時よりも一、四〇八人減となり性別数は七、四五三世帯で一四五世帯減となりました。地区別の世帯数及び男女別人に就く概数は次のとおりであります。が、説明書の公表を俟つて確定するのでその點多少變更があるかも分りません。

基本選挙人名簿の 縦覽について

このたび縦質に供する基本要
求人名簿は九月十五日現在で調
製し、十二月三十日をもつて確
定し以後一ヶ年間使用するもの
です。

この選舉人名簿の調査は十月上旬に資格調査を作成し、各家艦へ回覧し認印されたものをもつて登載したのであります。が、候選者の上著し脱漏、誤載等や御不審の点がありましたら必ずこの秘密期間中に市役所選舉管選委員会又は最寄りの支所へ異議の申立てをして下さい。

十一月五日より十九日まで
令
樂
園
場
所
は
市役所及び支所

12月1日

昭和三十年度臨時農業調査が行われます

農村の文化状況の実態を市町村別に把握し、今後の農村政策の振興対策および生活水準向上の基礎資料を得るために昭和三十年十二月一日を期して昭和三十年度臨時農業調査が実

調査の範囲は次の各号の一に該当する農家です。

③① 経営耕地面積が五畝歩以上もの
經營耕地面積が五畝歩以下で賃古（寡
きん、寡婦を含む）または賃雇を行つ
て過去一年の農業生産物の販売価格が
一万円以上のもの

地區別世帯数及び男女別人口数

可 别	世帯数	人 口 (昭30.10)			世帯数	人 口 (昭25.10)			比較 世帯数	増減 人口
		男	女	計		男	女	計		
勝 山	3,674	8,073	9,435	17,508	3,734	8,415	9,781	18,196	- 60	- 688
平 泉	423	1,120	1,142	2,262	435	1,125	1,155	2,280	- 12	- 18
村 岡	516	1,333	1,459	2,792	521	1,357	1,450	2,807	- 5	- 15
北 野	375	927	933	1,860	396	1,000	1,013	2,013	- 21	- 153
谷 向	359	1,028	1,015	2,043	370	1,060	1,024	2,084	- 11	- 41
荒 土	524	1,383	1,537	2,920	537	1,465	1,613	3,078	- 13	- 158
北 郷	601	1,480	1,633	3,113	601	1,574	1,684	3,258	-	- 145
鹿 谷	708	1,642	1,854	3,496	738	1,774	1,934	3,708	- 30	- 212
遲 羽	273	739	821	1,560	266	731	807	1,538	+ 7	+ 22
合 計	7,453	17,725	19,829	37,554	7,592	18,501	20,481	39,982	- 145	- 1,408

① 経営耕地面積広狭別農家数について
常住世帯員について
専業、兼業別農家数について
耕屋（作業場）について
作業日誌および金銀出納簿について
新聞および雑誌について
洗場（ながし）について
飲料水について
かまどについて
風呂場について
炊事用燃料について
便所の構造について
器具、機械類について

本調査については各調査区毎に雪裏されて
いる農林水産業調査員が各該当家庭を訪問し
て調査することになつていますが、その際の旨
さん正しくなる調査に御協力下さるよう願んで
います。

お知らせ

自作農維持創設資金融通法について

自作農維持創設資金融通法が前国会で成立し八月十五日から実施になつておりますので以下概略説明致します

1. 趣旨と融資機関

この法律の目的とする所は、農地や林木放牧地を維持したり、或いはこれらの細分化を防止しようとする農業者に対し、これに必要な資金を長期且つ低利で貸付け、農業者の経営の安定を図ることにある。

この制度は農地改革の成果維持といふ農地政策上の目的をもつ政策金融であり、むしろ行政に近い収穫金なすべきものであるという見地から、農林漁業金融公庫が融資の取扱いをする。

2. 貸付の相手方

この融資は公庫から農業者個人に直接貸付けられ、ここで対象となる農業者は經營の安定を乞う安定対策を必要とするもので、原則として農家の経済力又は規模が中庸以下であり、且つ森林水産以外の所得が総所得の過半を占めない農家である。

3. 貸付の対象

(1) 農地又は採草放牧地の購入資金
(2) 小作地の購入資金
(3) 相続資金

農業者の場合相続による零細化防じのため相続により農業を行なうとする者が、他の共同相続人の相続分を譲り受けたり、その相続分を形式的に放棄してもらうために要する資金である。

(4) 自作農維持資金

農業者が疾病、負傷、災害等の止むを得ない理由による不時の出費を貯う爲には、どうしてもその自作地又は自作採草放牧地を売却しなければ資金を貯蓄する方法がなく、もし売却すれば経営が不安定になつてしまふような場合の臨時支出にあてるための資金である。

4. 貸付の条件

(1) 利率は年5%。(2) 償還期間は二年以内。(3) 据置期間は三年以内。(4) 融資額は一戸当たり最高二十万円。

5. 貸付上の手続

この資金の貸付を受けようとする者は、農業經營安定計画を作成して、これを貸付該格認定申請書に添えて知事宛に提出し、所轄農業委員会を経る)貸付を受けることが適當であるか否かの認定を受けてから公庫に貸付の中込をする。

6. 貸付の相手方の認定

農業委員会は認定申請書を受理した

ならば、意見書をつけて知事宛に提出すると共に安定期画書の写を当該地区関係の農業改良普及事務所に送付する。そこで農業改良普及員はこの安定期画の技術的監督的内容に就て職務上から見た独立の立場において意見書を県見は勿論、関係部課の審議を経て次の条件をみたす場合に限つて認定を行う。

(1) 中請者が農業に構造する見込があること。

(2) 農業經營安定計画が適正であり中請者がこれを達成する見込が確実であること。

(3) 中請者が農業經營安定計画を達成するためにはこの資金の貸付を受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

7. 安定期画の達成指標

この資金の融通は、農業經營安定計画を作成し、その実行によつてその經營の安定を確保しようとする農業者に必要な資金を貸付けるものである。かゝる農家は概ね中庸以下のもので、經營能力も低い農家となるから、農業經營安定計画を達成させるためには指導援助が必要である。

またこの資金の貸付は最終的には公庫で決定するのであるが、県知事の認定のもの役員も極めて大きく貸付金の償還確保に協力する建前からも、県は借受農家の農業經營安定計画を達成させるために必要な指導を行わねばならないことになつてゐる。云うまでもなくこの農業經營安定計画達成の指導は農業改良普及員が担当するものである。

一、ボスター類は必ず許可印を必要とし、期間満了の際は除却の義務がありますから、その目的たる美観、風致及び危険予防に御注意下さい。
◆屋外広告物を掲出される方へ
最近市況の活潑化につれて、各種の宣伝が多種多様を極めていますが、中でも屋外広告物は法的にも基準がありますから、その目的たる美観、風致及び危険予防に御注意下さい。
二、道路に突出される場合は、地上四メートルを基準としていますから御注意下さい。
三、許可期限を厳守される様、又許可せらるためにはこの資金の貸付を受けるために必要な指導を行わねばならないことになつてゐる。云うまでもなくこの農業經營安定計画達成の指導は命令や罰則適用など不明朗な事態の起らぬ様奥々も御注意下さい。

(勝山土木出張所)

十一月四日勝山市有林鴻谷に於て市長、収入後、議長、副議長、農林課長及農林委員の一一行が勝山市制記念植樹(三年生杉苗)の鉢入れを行いました。この植樹は二町歩、約四千本です。

(写真は市長と議長の植樹)



建築基準法について

屋外廣告物法について

建築基準法及び屋外廣告物法につきましては、常にその施工に御留意いただきりますが、未だ不徹底の面もありますので、請ねて皆様の御理解と御協力を仰願いたします。

◆建築される方へ

一、基準法の確認を受けること。
二、旧勝山町、越羽、鹿谷、村岡地区はすべて確認申請手続をとること。
三、その他の地区は必ず着工届を提出すること。

右の事項は建物を改修、増築、横擴

秋の火災予防週間
11月26日～12月2日

十分注意しましょう

皆さん、遅々初冬の訪れと共に各地で火災が続発しております。火魔は常に私達の身辺にあつて心のゆるみを狙っています。

日から十二月二日まで燃えない工事。
。焼かない注意をスローガンに全国
一せいに秋の火災予防運動が行われます。
す。次の事項を遵守し、人々が防火
火につとめ、福井市を火災からま
もりましよう。

(1) 駆除のわれ目に注意すること。不完全な焼失をそのまま使用することは大変危険です。

(2) 屋根との接觸部に特に注意すること。煙突が直接木部に触れていることは大変危険です。

(3) 煙突掃除は月二回は必ず実施して下さい。

(4) 煙突の長さが屋根から上の部分が短いのは大変危険です。

(1) ◇ かまど
かまどだけ独立した構造のものは
安全壁や木材から十五㌢以上はなす
こと。

(2) ◇ 下部が収物入れになつてゐるのは
感心しません。特に薪や紙屑が亂雑
においてあるのは危険です。

(3) ◇ 長時間使用するときは過熱に注意
すること。

(4) ◇ 亀裂の有無は特に点検して下さ
ることたつ

(5) ◇ 火の入れすぎは特に危険です。
中にふとんや毛布のはしが入らぬ
ように注意して下さい。

(6) ◇ 不安定なこたつに子供をねかさな
いこと。

◇ 車
水をかけて消しても、余熱が蓄積す
れば乾燥発火しますから、出した車
底を木箱に入れたり、燃えやすいも
のと傍におくのは危険です。

河川をきれいに致しましよう

蔬菜類の漬物の時期となりました。不用になつた根元や葉っぱは川へ落さず、家畜の飼料か又は農家へ還元するようにして下さい。

日頃皆様が「少しぐらい」と思つて捨てられた「ゴミ」が積り残つて川の流れをせき止め、雨が降つたりすると川が氾濫し、床下に浸水いたしませんから天候では容易に乾きませぬしたがつて一冬中じめふした家に住まなければならぬと共に、病気に至る原因ともなりますから、お互に十分注意し合つて用へ「ゴミ」を捨てないように、川下の人迷惑をかけないように致しましょう。

清掃法では川に汚物を捨てた場合に罰せられることになつていますから、注意願います。(衛生課)

子供郵便局表彰式

最近各学校の生徒の間で子供銀行や子供郵便局が設置され、生きた社会課題の勉強としてその成果はいちじるしいものがありますが、去る十一月二日県庁に於て県下の模範となるべき優秀行として平泉守小中学校とともに郵便局ほか四行が知事および福井県貯蓄推進会長より表彰されました。

勝山市觀光及び
産業振興課

勝山市も皆様方の御協力によりまして、漸次その内容も充実して参つておられますことは誠に御同慶にたえませぬ。就きましては勝山市には残念乍ら目下の所、名所繪葉書の良いものがあれませんので、この際皆々様の御協力により立派なものを作成致したい旨存じます。依つて左記によりこれに使用する原写真を懸賞募集致しますから奮つて御応募下さるよう御願いします。尙從前開催されました各種写真展等に応募されたものでも結構です。

一、申込場所 横山市役所商工課

二、申込期間 昭和三十年十一月十日より三十日迄

三、採用作品 採用の写真十点に対する記念品を贈ります

四、その他 敷数、規格、季節については制限なく自由。

但し観光と産業写真にふさわしいものに限る。

(商工課)

新・炭窯を燃許として		既用件数	
乾取焚煙風	いかここ火	火	内件数
漏	漏まんた	漏	漏
電熱器の類	電熱器の類	電熱器の類	電熱器の類
瓦斯の加熱	瓦斯の加熱	瓦斯の加熱	瓦斯の加熱
瓦斯の瓦路	瓦斯の瓦路	瓦斯の瓦路	瓦斯の瓦路
室灰火突場	室灰火突場	室灰火突場	室灰火突場
火	火	火	火
弄火	弄火	弄火	弄火
子供の引火	子供の引火	子供の引火	子供の引火
たばこ	たばこ	たばこ	たばこ
火	火	火	火
原因不明	原因不明	原因不明	原因不明
其他の原因	其他の原因	其他の原因	其他の原因
故	故	故	故
その他の	その他の	その他の	その他の
合計	合計	合計	合計

本県の火災原因(昭和26年より3ヶ年間)

○印は特に注意を要するもの

発行所

勝山市役所

四
七

驛山都戶飛信所

失業者の皆さんへ

皆様方の中で現在確かなく生活に困つておられる方々に対し、その生活の安定を図ると共に、住み良い勝山市を建設するため、市内各所で失業対策事業（道路補修その他）を実施致しておりますから、現在職がなくてお困りの方は男女を問わず、大野公共職業安定所勝山分室に御申込の上就労して下さい。

三、採用作品
四、その他

採用の写真十点に對し
記念品を贈ります

枚数、規格、季節につ
いては制限なく自由。

但し鏡光と商業写眞にふさわしいも
のに限る。

(商工課)

の登録替

1月25日

お米屋

皆様が登録されて、いるお手
歷さんを変更することが出
来ます。変更を御希望の
方は十一月二十四日、二十
五日の二日間に市役所、支
所へ印鑑及びお米の通帳を
御持参下さい。（戸籍課）

三、裏井　主たる家計の担当者である
事御希望の方は公共職業安定所藤山
分室にて御相談下さい。（民生課）

一、就労時間 午前八時より午後五時
まで(一時間休憩)